

認定こども園たいき 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、認定こども園たいき（以下「こども園」という。）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 大樹福祉事業会
事業者の所在地	大樹町西本通 6 8 番地
事業者の連絡先	01558-6-3825
代表者氏名	理事長 佐藤 英道

2 利用施設の概要、目的及び運営の方針

施 設 の 名 称		認定こども園 たいき	
施 設 の 所 在 地		大樹町西本通 7 3 番地 1	
連 絡 先		電話番号 6-2568 FAX 番号 6-4766	
管理者（施設長）氏名		園長 佐 藤 英 道	
開 設 年 月 日		令和 4 年 4 月 1 日	
利 用 定 員	1 号 認 定	1 5 名	
	2 号 ・ 3 号 認 定	0 歳 児	7 名
		1 ・ 2 歳 児	4 3 名
		3 ・ 4 ・ 5 歳 児	9 0 名
		合 計	1 5 5 名

事業の目的・運営方針

保護者の社会参加への要望や就労形態の多様化、少子化などの社会情勢の変化を背景に、就学前の幼児に対する教育・保育は多様なものになっています。子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、就学前までの心身の発達に合わせて一貫した方針に基づき、継続的に乳幼児育成を行うことを目的とし、以下の運営方針に基づき入園を希望する幼児を日々受入れ教育・保育を提供します。

- (1)「こども園」の教育・保育の提供に当たっては、入園する幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活を提供するように努めます。
- (2)「こども園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、幼児の発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「こども園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 施設の概要

敷地	敷地全体	10,173.56 m ²
	園庭	1,658.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造り平屋建、耐火構造
	延床面積	1,867.87 m ²

4 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	46.000 m ²
ほふく室	1 室	70.000 m ²
保育室	8 室	348.000 m ²
遊戯室	1 室	302.245 m ²
調理室	1 室	54.701 m ²
子育て支援室	1 室	171.126 m ²

5 職員の配置状況

保育の実施に必要な職員として下記の職種の職員を配置します。

職種	勤務体系
園長	(正規の勤務時間) 8 : 30 ~ 17 : 00
保育教諭・保育士・保育職員	勤務時間はシフト制により、勤務日及び勤務時間帯は異なる場合があります。

6 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（幼稚園部門）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	8時45分～13時00分（4時間）
預かり保育時間	13時00分～17時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝日・園長が特に必要と認めた日
	夏休み・冬休み・春休み

【2号・3号認定子ども（保育園部門）】

提 供 す る 曜 日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
延 長 保 育	保育短時間	朝：7時30分～8時30分
		夕：16時30分～18時30分
開 所 時 間	月～土曜日	7時30分～18時30分 土曜日は弁当(ごはん・おかず)を持たせてください。 (土曜日は体制準備のため、事前の申し込みが必要)
休 業 日	日曜日・祝日・園長が特に必要と認めた日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7 利用料等

利用者負担（月額保育料）	・利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担額 ・預かり保育料及び延長保育料 1時間200円 ※各月の保育料及び延長保育料を翌月20日(金融機関が休業日の時は翌営業日)に預金口座振替により社会福祉法人大樹福祉事業会に納入して頂きます。
--------------	--

8 提供する特定教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、利用子どもの心身の状況に応じた保育を提供します。

9 年間行事予定

月	行事内容	会場
4月	入園式	こども園
6月	運動会	こども園
7月	お楽しみ会・遠足	こども園
9月	個人面談、保育参観日	こども園
10月	遠足・5歳児はバス遠足	こども園
12月	発表会	こども園
3月	卒園式	こども園

※ 都合により、行事予定を変更する事があります。

10 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利 用 者 の 内 定	大樹町が行う利用調整による
退 園 理 由	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利 用 に 当 た っ て の 留 意 事 項	・ 当日欠席、又は登園が遅れる場合は朝9時までに保護者アプリで連絡ください。朝9時を過ぎた時は電話にてご連絡ください。 ・ 熱が37.5度以上ある場合は登園を控えてください。 ・ 与薬の取扱いについては、お断りしています。

11 内科検診医

医 療 機 関 の 名 称	大樹町立国民健康保険病院
医 院 （ 医 院 ） 長 名	院長 岩渕 敏樹
所 在 地	大樹町暁町6番地2
電 話 番 号	01558-6-3111

12 歯科検診医

医 療 機 関 の 名 称	上岡歯科医院
医 院 長 名	上岡 隆司
所 在 地	大樹町西本通74番地17
電 話 番 号	01558-9-6006

13 検診結果及び身体の計測結果の利用について

園児の健康指導及び健康管理の為、居住の市町村又は医療機関に情報提供を行うことがあります。

14 緊急時における対応方法

保育の提供中、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、応急処置をしたうえで、勤務先の保護者に連絡いたします。又、症状により医療機関への搬送や緊急の場合には救急車を要請します。

【管轄する消防署】

消 防 署 名	とかち広域消防局 大樹消防署
所 在 地	大樹町字下大樹 2 2 4 番地 1
電 話 番 号	01558-6-2199

【管轄する警察署】

警 察 署 名	大樹警察官駐在所
所 在 地	大樹町西本通 7 3 番地 3
電 話 番 号	01558-6-2151

15 非常災害対策

防 火 管 理 者	佐藤 英道
消 防 計 画 届 出 年 月 日	大樹消防署あて 令和 4 年 4 月 2 6 日届出
避 難 訓 練	避難及び消火の訓練は、少なくとも月 1 回実施します。
防 災 設 備	自動火災探知器、漏電火災警報器、火災報知器、誘導灯を備えています。
避 難 場 所	B&G 海洋センター

16 要望・苦情等の窓口

相談・苦情等受付担当者	副 園 長 佐藤 英尊
相談・苦情等解決責任者	園 長 佐藤 英道
第 三 者 委 員	主任児童委員 松本 麻美
	主任児童委員 木戸 清美

【要望・苦情等の受付（対応）方法】

要望・苦情等を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。

17 賠償責任保険の加入状況

加入保険の種類	幼稚園・保育園賠償責任保険
加入保険の内容	賠償責任保険
補償金額	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 1 名につき 5, 0 0 0 万円 1 事故につき 5 億円 財物 5 0 0 万円

18 守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た園児及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

19 その他の留意事項

【皆様にお守りいただくこと】

- ・園や職員の指示、社会的ルールを遵守ください。
- ・園の許可なく静止画や動画の撮影、録音行為や、これらの SNS 等への投稿は固く禁じます。
- ・他の利用者や職員等に対するセールス、勧誘活動は固く禁じます。
- ・園の許可なく他の利用者に物品等を配布したり、利用者同士で金品のやり取りをすることは禁じます。
- ・「関係者以外立入禁止」等のスペースには立ち入らないでください。
- ・敷地内は全面禁煙です。いかなる場所（駐車場を含む）でもタバコは吸わないでください。

【職員への暴言・暴力等に対する当園の対応について】

- ・北海道カスタマーハラスメント防止条例（令和 7 年 4 月 1 日施行）に基づき、以下のような行為に対し、職員から注意・勧告等を行っても改善されない場合や緊急を要する

と判断した場合には、教育・保育の提供をお断りすることや、「強制退園」、「園への出入り禁止」の通告を行うこと、「所轄警察への届出・通報」等、然るべき措置を講じることがあります。園、職員との信頼関係の維持及び職員の労働環境の安全確保のためにご理解、ご協力をお願いします。

1. セクシュアル・ハラスメントや暴力行為（殴る・蹴る、物にあたる等）、もしくはそのおそれが強いとき
2. 大声を出す、暴言または脅迫的な言動（誹謗・威嚇・中傷等を含む）がある
3. 解決しがたい要求を繰り返し行う
4. 建物設備等を故意に破損する
5. 園の活動に必要な危険な物品を園内に持ち込む
6. SNS 等のソーシャルネットワークを使い、暴言や虚偽の内容を拡散させる、または当園の関係者に対する誹謗中傷等を行う行為
7. 無視、長時間の居座り等を含む迷惑行為
8. 園や職員の指示に従わない
9. その他園長が必要と判断したとき

【その他】

・利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。